

2/22
(木)
18:00~20:00

ノーモア・ ミナマタ訴訟 ～若手弁護士奮闘記～

講師 **片山 直弥** 弁護士(京橋共同法律事務所)
会場 **大阪弁護士会館 10階 1002号室 & オンライン**



2004年、水俣病関西訴訟最高裁判決で、水俣病の発生・拡大について加害企業チッソ、国、熊本県が法的責任を負うことが確定、2010年には水俣病被害者救済特別措置法が成立し、すべての水俣病患者が救済されるはずでした。しかし、救済対象地域外に居住していた、救済対象年代外であった、そもそも、熊本県外に住んでいて水俣病の情報から遮断され特措法申請の機会を奪われたなどの理由により救済されなかった人がたくさんいます。

昨年9月27日、大阪地方裁判所第9民事部(達野ゆき裁判長)は、水俣病に罹患しながらその事実を知らないまま集団就職などで関西や中京地域に移住していた被害者128名を水俣病と認め、国、熊本県、チッソに損害賠償金の支払いを命じる判決を言い渡しました(ノーモア・ミナマタ第2次近畿国賠訴訟)。

講演では、救済から漏れた被害者を救うために弁護団がどう闘い、勝利を勝ち取ったのか、弁護団の若手弁護士に話していただきます。

講演終了後、懇親会を開催します
(学生、受験生、司法修習予定者は無料)

《主催》 **青年法律家協会大阪支部**

【連絡先】 弁護士 遠地 靖志(南大阪法律事務所)
TEL 06-6773-6921

申込方法

下記申込フォーム(QRコード)からお申し込みいただくか、担当遠地まで電話・メールでご連絡ください。

※会場参加の方も事前申込みをお願いします。

X(旧 Twitter)でもご案内しています

→@ seihokyo_osaka

